

令和3年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和3年3月16日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第17号 宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第18号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第19号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第20号 宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第22号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第25号 指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）

議案第26号 指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）

日程第2 各課所管事項報告について

○子育て支援課所管

- ・令和3年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について

○学校教育課所管

- ・学び塾運営事業（冬季）について
- ・令和3年度小中学校児童・生徒数、学級数（見込み）について

○社会教育課所管

- ・令和3年度放課後児童健全育成施設入所申請状況について
- ・民法改正による成年年齢引き下げ後の成人式について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	5番	山内実貴子	委員
副委員長	9番	馬場 哉	委員
	1番	浅田晃弘	委員
	3番	宇佐美 まり	委員
	8番	森山高広	委員
	11番	今西利行	委員
	12番	谷口 整	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
教育長	奥村博巳君
健康福祉担当理事	黒川 剛君
教育次長	野田泰生君
企画財政課長	村山和弘君
福祉課長	廣島照美君
健康対策課長	立原信子君
子育て支援課長	清水 清君
子育て支援課課長補佐	岡崎貴子君
宇治田原保育所長	山下愛子君
学校教育課長	岩井直子君
学校教育課課長補佐	細矢和彦君
社会教育課課長補佐	塚本 吏君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	矢	野	里	志	君
庶	務	係	長	太	田	智	子	君

開 会 午前10時00分

○委員長（山内実貴子） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、開会日に上程され付託されました7議案及び所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付いたしておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、3月定例会開会中におきます文教厚生常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

山内委員長、また馬場副委員長のもと、各委員の皆さんには大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

3月も半ばを超え、だんだんと暖かくなってまいりましたけれども、非常に日中は暖かくなり、また夜、朝等についてはまだ冷え込むような時期でございますけれども、非常に体調を崩しやすい時期でもございますので、各委員の皆さんには、お体には十分ご自愛いただきまして、ますますご健勝、またご活躍をいただきますようよろしくお願ひしたいと思ひます。

こういった時期になりますと、宇治田原の里にもウグイスの声が届くと、このような時期になってまいりましたけれども、昨日も四国のほうではソメイヨシノの桜が開花宣言されたということで、非常に平年よりも早い開花というようなことになっているようでございますけれども、本町にも桜の満開になる非常に素晴らしいところがございますけれども、これもいよいよ例年よりも早く開花するのかなと思ひておりますけれども、まだまだ新型コロナウイルスの感染対策には十分に力を入れていかなければならないと思ひておりますので、そういったことも十分に対策をした上で、それぞれまた桜を楽し

んでいただきたいかなというふうに思っております。

そういう中で、新型コロナウイルスにつきましても、昨年12月19日に第1例目が出て、私どもが確認しておりますのは、2月3日報道でございましたけれども、2月1日に10人目ということで、今はそれから後に確認された事例はないということで、町の皆さん方、委員をはじめ住民の皆様方が、それぞれお一人お一人がそういった感染対策に、日頃から取り組んでいただいているおかげかなというふうに本当に感謝をするとともに、町といたしましても、しっかりとそういった状況を見る中で、住民の皆さんへしっかりとした感染対策を引き続いて行っていきたい、こういうふうにも思っているところでございます。

そういった中で、今新型コロナウイルスの予防接種のほうが出ておりますけれども、ちょっと時期的に遅れてきてはおりますけれども、町といたしましても、万全な態勢で接種業務をやっていきたいと思っておりますので、また議員の皆さんにもいろんな角度からご支援賜りたいと思っております。

それと、いつも気にしておりますけれども、地震のほうも、昨日も総務建設常任委員会で申しあげましたけれども、昨日は和歌山で震度5弱の地震があったと。また今日も茨城県のほうで震度3の地震があったということで、最近地震の情報が非常に多く出ておりますけれども、本町にしてもよそ事ではないと、このように思っております、日頃から万全な態勢でそういった対応にしっかりと、いろんな角度からチェックをしながら進んでまいりたいと思っております。

そうした中、だんだん暖かくなりますと、また雨も降る機会が多くなりますので、そういった防災面についても、我々職員一同、一丸となって、そういったしっかりとした情報収集、また対応、こうしたことも引き続いてやっていきたいというふうに思っております。どうぞ最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、所管の委員会の中で、7議案の付託議案審査がございますので、また担当のほうから説明させていただきますけれども、よろしくご審査を賜り、ご可決いただきますようお願いいたします。それとまた、所管事項報告もございますので、併せていろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本

日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第17号、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島福祉課長。

○福祉課長（廣島照美） それでは、議案第17号、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

1枚ものの概要のほうをご覧いただきながら、説明のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、趣旨としましては、令和3年度介護報酬改定によりまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、国の基準のほうが一部改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、新型コロナウイルス感染症等、発生する中で、感染症対策の強化、内容につきましては、研修・訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。また、会議や多職種連携におけるICTの活用では、テレビ電話等の活用を認めること。また、利用者等への説明・同意に係る見直しについては、署名・押印を求めないことが可能となる。また、高齢者虐待防止の推進については、研修の実施等を義務付けるといったような内容となっております。

町内の対象事業所としましては、宇治田原町在宅介護支援センター、山口医院ケアプランセンター、ケアプランセンターかおりの3事業所が対象となっております。

施行期日につきましては、令和3年4月1日となっているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 今、提案あったんですけれども、ほかの18号、20号とも共通することだと思うんですけれども、今言っていた感染症対策やハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進など、大変重要なことだと思います。ただ、介護職員の確保など、どこの事業所も厳しい中で、さらに様々な研修が必要となることになります。今後どのように周知、徹底されるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○福祉課長（廣島照美） 町といたしましては、地域ケア会議のほうを2カ月に1回開催させていただきまして、また3月にも開催予定でございますが、そういった中で、令和3年度の介護報酬改定の主な事項についての周知を図りたいというふうに考えております。

また、京都府におかれましても、事業所への説明会が4月から5月にかけて開催になる予定であるというふうに考えておりますので、そういったところで、事業所のほうに對しての支援等もさせていただきたいと思っておりますし、また、京都府のほうで、高齢者虐待防止に関しての研修会の案内も事業所のほうには届いておりますので、そういったところでまた参加していただけたらというふうに考えているところでございます。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西利行） 今の説明でよく分かったんですけども、条例を制定する以上、現場の声も聞く中で、町としてもできるだけの支援をしていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第17号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思っております。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員。よって議案第17号、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたし

ます。

当局の説明を求めます。廣島課長。

○福祉課長（廣島照美） それでは、議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

資料の概要のほうをご覧くださいながら説明させていただきます。

こちら、令和3年度介護報酬改定によりまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、国のほうの基準の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、先ほどの議案第17号で説明させていただいた改正内容となっております。

また、地域密着型通所介護のサービスにおける改正内容としましては、その下のほうに書かせていただいております地域と連携した災害への対応の強化。（訓練の実施の際には地域住宅の参加が得られるように連携に努める。）また認知症介護基礎研修受講の義務付けといった内容となっております。

町内の対象事業所としましては、地域密着型通所介護のサービスの事業所のみになっておりまして、萩の里デイサービス、またデイサービス・マドンナの2カ所となっております。

施行期日につきましては、令和3年4月1日となっております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第18号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手全員。よって議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島課長。

○福祉課長(廣島照美) それでは、議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

令和3年度介護報酬改定によりまして、地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する国の基準の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、先ほどの議案第17号でご説明させていただいた内容と同内容となります。

また、本町の対象事業所につきましては、地域密着型介護予防サービス事業所はないところでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日となっております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長(山内実貴子) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 異議なしと認めます。

議案第19号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手全員。よって議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島課長。

○福祉課長(廣島照美) それでは、議案第20号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

先ほどと同様、20号資料の概要のほうをご覧くださいながら説明させていただきたいと思います。

令和3年度介護報酬改定によりまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する国の基準の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、先ほどの議案第17号でご説明させていただいた同内容となるところでございます。

本町の対象事業所としましては、こちらの条例につきましては、町の地域包括支援センターが対象となります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長(山内実貴子) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 異議なしと認めます。

議案第20号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手全員。よって議案第20号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。立原健康対策課長。

○健康対策課長(立原信子) それでは、議案第22号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明申し上げます。

議案資料のほうをご覧ください。

こちらのほう、概要といたしましては、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されまして、公布の日から起算して10日を経過した日から施行するものとされたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義改正による改正を行うものでございます。

内容といたしましては、同法の中で、新型コロナウイルスを定義している法律の規定そのものが削除されるということになりましたので、改正後としまして、同法の附則において、定義が具体的に定められましたことから、それをそのまま引用させていただきまして、本条例の中で附則で引用していたものを改正後の条文に改めるものです。なお、内容といたしましては、引用していた定義内容と同じものであります。

説明につきましては以上です。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第22号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員。よって議案第22号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、議案第26号の2議案については、指定管理者の指定についてであるため、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島課長。

○福祉課長（廣島照美） それでは、議案第25号、指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）及び議案第26号、指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、今回の指定管理者の指定に関する議案につきましては、議案第24号から議案第35号までの12議案がございます。この12議案につきましては、それぞれ12施設の指定期間が、令和3年3月31日に満了することに伴い、引き続きこれらの12施設につきまして、指定管理者を指定しようとするために議会の議決を求めるものでございます。

なお、これらの施設につきましては、これまでから指定管理者である公共的団体により、適切に管理運営が行われてきたところでございまして、今後とも円滑な管理運営が期待できると見込まれることから、引き続きこれらの団体を指定管理者として指定させていただこうとするものでございます。

福祉課所管といたしまして、横表の資料のほうをご覧ください。指定管理者の指定議

案一覧でございます。こちらの2番、3番が所管の議案になってございまして、まずは議案第25号、宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘につきましてご説明申し上げます。

この施設につきましては、平成18年から町社会福祉協議会に指定管理を委託させていただいております。令和3年4月1日からの3年間についても、引き続き指定管理をお願いしたいと考えており、指定方法についても非公募とさせていただきたいと考えているところでございます。

引き続きまして、議案第26号、宇治田原町ふれあい福祉センターにつきましてご説明申し上げます。

ふれあい福祉センターにつきましては、昨年8月から旧保健センターをふれあい福祉センターとして活用しております。令和2年10月1日から町シルバー人材センターに指定管理を委託させていただいております。令和3年4月1日からの3年間につきましても、引き続き指定管理をお願いしたいと考えており、選定方法についても非公募とさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある場合は、議案名を明確にし、お願いいたします。質疑のある方は挙手願います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 1つ伺います。ふれあい福祉センターのほうです。10月からということなんですけれども、ソフト面、またハード面、シルバーさんに管理やってみてるんですけれども、何か不備なこととか、そういうようなことはございませんでしたでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○福祉課長（廣島照美） シルバー人材センターともいろいろ連携を取らせていただいて、委託もさせていただいているところでございますが、今のところ、不備というところでは伺ってはいないところでございます。

○委員長（山内実貴子） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 便所とか、何とか、いろいろありましたので、またその辺も見ていただいて、使いやすい施設として受託してもらえるように、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 異議なしと認めます。

まず、議案第25号、指定管理者の指定について(宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘)の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手全員。よって議案第25号、指定管理者の指定について(宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘)は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、指定管理者の指定について(宇治田原町ふれあい福祉センター)の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手全員。よって議案第26号、指定管理者の指定について(宇治田原町ふれあい福祉センター)は、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回文教厚生常任委員会へ付託されました7議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また総務建設常任委員会に付託されている議案につきましても、3月29日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月25日木曜日、午後5時までに議長宛てに提出ください。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

子育て支援課所管の令和3年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について説明を求めます。清水子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水 清） それでは、令和3年度宇治田原町立保育所入所申込み状況につきましてご説明させていただきます。

A4、1枚ものの資料をご覧ください。

まず、上の表ですが、令和3年3月1日現在、入所児童数の見込みでございます。新規児童数34名、継続児童数167名で、合計201名でございます。参考といたしまして、下に令和2年度の状況を記載してございます。新規児童数38名、継続児童数164名で、合計202名でございます。説明は以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 定員は何人でしたっけ。

○委員長（山内実貴子） 清水課長。

○子育て支援課長（清水 清） 定員は200名でございます。

○委員長（山内実貴子） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 昨年ちょっと、議案というのか、議題というのか、話の中に出ていたと思うんですけども、1割程度は大丈夫だよという、2割ですか、出ていたと思うんです。でも、定員は200人ということやったら、ちょっとそのへん引かかるんですけども、定員オーバーということですよ、いってみたら。2割までは大丈夫だよということだけれども、通常は200人で運営すべき形ですよ。その辺、中で議論は何かあったのでしょうか、この1年間。教えていただけますでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 清水課長。

○子育て支援課長（清水 清） 現在、1人当たりの面積要件でありますとか、受け入れ可能児童数というのがございまして、そちらにはまだ余裕がある状況でございまして、先ほど委員のほうからありましたように、2割、240人まで入っていただくことができるということでございます。

ただ、今後、途中から入られる児童さんもおられることも想定されますので、その辺は状況を見ながら、保育士の確保等に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 余裕はあるということですので、結構かなとは思いますが、職員数とか、いろいろ大変やとは思いますが、その辺りも踏まえて、240人で本当にできるのかどうかということもほんまに議論してもらわなあかのちゃうかなとは思いますが。そこまで増えたら、また反対に人口増になっていいなと思うんですけども、そういうことも踏まえて、これからまだ減少傾向にあるのかもしれないけれども、そういうことも踏まえまして、いろいろ考えて取り組んでもらえたらと思います。ただ、職員の手配がなかなかできへんいうので、それが正規職員さんの負担とかにつながらないように、その辺もしっかり行政として取り組んでいってほしいなと思います。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） これにて、子育て支援課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいまの出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） それでは、これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時34分

○委員長（山内実貴子） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

それでは、教育委員会所管分に係る事項について進めます。

各課所管事項報告について、まず学校教育課所管の学び塾運営事業について説明を求めます。岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） それでは、失礼いたします。

学び塾運営事業（冬季）に係るご報告のほうをさせていただきたいと思います。

まず、期間でございますが、令和2年12月24日から令和3年1月6日ということでございまして、漢字検定のみ準会場で1月30日に実施をいたしました。

参加状況でございます。講座につきましては、今回も夏季に続きましてコロナ対策等を講じて定員等を設けるなどで行った状況でございます。

5つの講座、まず英語検定を目指して、こちらのほうにつきましては、維孝館中学校の1、2年生を主といたしまして、英語検定を受検するにあたり、各級ごとに講座を設けたものでございます。

わくわく英語につきましては、小学4年生以上ということで、未来基金さんとの共同で行わせていただきました。元ALTのベッキー先生等を通じまして、アメリカの子どもたちとオンラインでつながって学習をしております。

続きまして、漢字検定の受検でございます。こちらにつきましては、準会場として1月30日に実施をいたしました。54名の申込み、そして参加につきましては52名ということで、過去5年間の中で参加数といたしましては最高値を収めております。

続きまして、漢字検定に挑戦ということで、漢字検定に向けましての講座、夏はこの講座はなかったんですが、成績が下がったということから、今回は1回ではございますが、漢字講座のほうを設けさせていただきました。

最後に、宿題・プリントです。冬休みの宿題、それから学習プリント等が出されておりますが、2学期で勉強したこと、分からないことなどを持ってきて、本町の補助教員等々から指導を受け、学習をしたというような状況でございます。

それから、3番目、漢字検定の結果でございます。こちらにつきましては、別紙ということで、追加資料を提出させていただいております。こちらのほうをご覧いただきたいと存じます。

先ほど申し上げました受検者は、今回52名ということでございます。まず表面1ページにつきましては、受検級別ごとに、上段のほう52名に対して合格者42名、不合格者10名ということで、合格率80.8%、満点合格者は3名ございました。昨年度の冬の段階では、32人が受けまして25人の合格者でしたので、78.1%から見ますと、若干増えている状況でございます。

参考資料といたしまして、2番目には、上記の52名を学年ごとに分けた人数、そして合格者、不合格者となっております。高校生以上ということで、今回はやはりコロナ禍で、いわゆるおうち時間というものが増えまして、成人の方が4名ということで、年配の方の受検が多ございました。また親子受検というのが毎回見られるんですが、今回は親子は1組ということでございます。

参考資料といたしまして、先ほど漢字講座のほうを受講してくれました15名の子ども

もたちの受検結果も2ページ目の裏面でございますが、参考資料として収めさせていただいております。15人中12人が合格ということで、80.8%でございます。昨年は81.3%ということでしたので、若干落ちている状況でございます。

続きまして、もう一度戻っていただきまして、4番目のスタッフの状況でございます。こちらは、一般社会人、そして町の補助教員や大学生など、今回も5つの講座に対してスタッフとして参加をしてくれた方の人数を記載しております。

5番目の参加者の感想等ということで、裏面には毎回アンケートを子どもさんに取りさせていただいておりますので、それぞれの講座を受講した子どもたちが感想を書いています。この中では、下記になりますが、参加理由として最近では自分で決めたという子どもたちの割合が増えております。この点につきましては、いわゆる主体性が出てきたなということで、最近の傾向としましてはうれしいなというふうに感じているところでございます。私からは以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） 漢字、英語をテーマに5つの講座が開かれた学び塾は、159人の参加があって、参加者の感想も多くの子どもたちが大変よかったと答えていて、とても有意義だったと思います。

そんな中で、一番参加人数が多かった英語検定を目指してというのは、新学習指導要領の改訂によって、小学3年生からの必修、5年生からの教科、中学校からは外国語によるコミュニケーション能力の育成が求められるようになって、このことから大変ニーズが高かったのかと思っています。子どもたちの感想からは、よかったというのが50%を占めていることから、改善の余地があって、さらに工夫を凝らすことによって、大変よかったというふうに移行させることができるかなと思っています。

先ほども述べましたように、小学校3年生から英語教育が必修となった今では、中学校の簡単な英語レベルと言われる5級の取得を目指した子どもたちも出てきていると聞いています。新学習指導要領に基づいて、小学校での英語教育が実施されている今では、ますます英語教育への学習意欲も高まって、学び塾へのニーズも出てくるものと思われます。ぜひ小学生も受講できるような方向で考えていただけないでしょうか。

また、小学校低学年向けにもオンライン会議で交換したわくわく英語とか、あとは英語を使った簡単なゲームなど、子どもたちが楽しく過ごすことができるような講座を充実させていただければありがたいなと思っています。以上です。

○委員長（山内実貴子） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 英語検定を目指してということで、まず中学生につきましては、各学年それぞれ自分の級に応じて講座のほうを開催させていただいております。夏には3年生、そしてこの冬には1、2年生が基本は対象というふうになっております。委員のほうからご指摘をいただいております、確かに大変よかったというふうに持って上がるには、やはり講座の内容について検討すべきところもあるのかなと思っております。

それから、小学生の件についてもお尋ねをいただいておりますが、やはり保護者の方からも、小学生も受検できないものかというようなお声を最近ちらほら聞かせていただくことが増えてまいりました。こちらにつきましても、前向きにといいいますか、次年度から、小学生の検定等に向けた学習についても、運営委員の方々とご相談をさせていただきながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、わくわく英語につきましてですけれども、今回はちょっとコロナ禍で、夏、冬ともちょっと縮小した形にはなっているんですが、このわくわく英語、未来基金さんもそうですが、近郊の同志社女子大学の学生さんにも来ていただいて、最近はコラボ授業を毎年進めているところでございます。子どもにとっても、また学生さんにとっても勉強になる大変いい授業ということで、両方からも評価をいただいているところでございますので、また内容等も含めて、さらに充実していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○委員長（山内実貴子） 宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） よく分かりました。ありがとうございます。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） これにて質疑を終了いたします。

続いて、令和3年度小中学校児童・生徒数、学級数（見込み）について説明を求めます。岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） それでは、お手元の令和3年度小中学校児童・生徒数、学級数の見込みにつきましてご説明申し上げます。この見込みにつきましては、令和3年3月1日現在というふうになってございます。

まず、左に学校名、順に記載させていただいております、右側のほうに各学年ごとの児童・生徒数、そして特別支援学級の児童・生徒数を記載しております。

上から順番にご説明を申し上げたいと思いますが、まず事項区分の中で、実学級数、標準学級数というものがございます。こちらについて、若干ご説明のほうさせていただきます。まず、標準学級数でございますが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というものがございます。こちらのほうで、まず小学校1年生につきましては、この法律上35人学級というふうになってございます。そして小学校2年生以上につきましては、法律上40人学級ということでございますが、ただ、小学校2年生については文部科学省の加配措置、そして小学校3年生以上につきましては、京都式少人数授業等によりまして、それ未満であっても少人数学級ということで、本町のほうで実学級数というのを決めているところでございます。そちらのほうをご説明申し上げます。児童・生徒数のご報告をさせていただきます。

まず、維孝館中学校でございますが、網掛けの部分が合計数になります。204人でございます。前年度、令和2年度の同時期ですと224名でしたので、20名の減ということになります。そして実学級数でございますが、昨年度は10クラス、本年度9クラスでございますので、1クラス減になっております。これにつきましては、3年生が3クラスで卒業しておりますが、今度入ってくる1年生が2クラスということで、1学級減でございます。

続きまして、田原小学校です。田原小学校は211人でございます。昨年度216名でしたので、5名の減ということになってございます。実学級数につきましては変化はございません。宇治田原小学校ですが、こちらにつきましては230人です。前回は228人でしたので、2名の増ということになってございます。実学級数につきましては14ということで、昨年度が13でしたので、プラス1ということになります。これにつきましては、6年生が1学級で卒業いたしまして、今度入る1年生のほうは2クラスになりますので、1クラス増ということでございます。

2小学校の合計が441、昨年度に比べて3名の減。小中学校の合計が645。前年度が668でしたので、23名の減ということになってございます。私からは以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） それでは、これにて質疑を終了いたします。

これにて、学校教育課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

次に、社会教育課所管の令和3年度放課後児童健全育成施設入所申請状況について説明を求めます。塚本社会教育課課長補佐。

○社会教育課課長補佐（塚本 吏） それでは、令和3年度の放課後児童健全育成施設入所申請状況についての資料をご覧くださいませようによろしくお願ひします。

2月8日から12日にかけて、次年度分の申請を受け付けさせていただきました。この表中、令和3年度分を太線で囲ってございます。その横に令和2年度分の同じ時期での数字を記載しておるところでございます。各学年の数字の積み上げが下の合計、その下が長期休業のみの申請数を内数で記載させていただいております。一番下がその差引きをした人数となっております。令和2年度比較で大きく増減しておりますのが、新2年生が両施設ともに13人の増となっております。また宇治田原施設で、最高学年でございます新6年生が5人増加しているのが特徴、傾向かと思われまひます。下の合計欄、田原施設が65人、宇治田原施設が72人、合わせまして137人で、令和2年度比較で増減0というふうなこととなっております。報告につきましては以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願ひします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） これにて質疑を終了いたします。

続いて、民法改正による成年年齢引き下げ後の成人式について説明を求めます。塚本課長補佐。

○社会教育課課長補佐（塚本 吏） それでは、民法改正によります成年年齢引き下げ後の成人式についてという資料をご覧くださいませ。

まず1つ目、一番上に概要を載せさせていただいております。令和4年4月1日施行の民法改正により、成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられます。本町におきましては、全国及び京都府内市町の動向を踏まえまして、成年年齢引き下げ後の成人式については、現行どおり「20歳」を対象として開催するものでございます。

（2）でございます。20歳を対象とする理由といたしましては、3つ掲げてございます。

まず1つ目、18歳を対象とした場合には、受験勉強、また就職活動など、将来の進路に関わる大切な時期でございます。この時期に式典を開催することにつきましては、対象であります多くの方やその保護者に精神的負担などが生じると考えられます。

2番目でございます。内閣府が16歳から20歳を対象に実施されました「成年年齢

の引き下げに関する世論調査」の結果では、20歳での式典開催を望む意見が70%を超えるというふうな状況が出ているものでございます。

最後、3番目でございます。成年年齢が18歳に引き下げはされますけれども、飲酒、喫煙等につきましては、20歳からというものが維持されます。そのようなことで、引き続き重要な節目というのが20歳ということでございますので、対象者が大学生や社会人として経験を積まれ、大人になったことの自覚と社会の一員としての責務を再認識していただく機会といたしておるところでございます。

(3)でございます。式典の開催日時は、令和4年度以降、再来年の令和5年1月の式典から適用し、従来どおり成人の日の前日の日曜日に開催を予定しておるところでございます。

最後、(4)式典の名称でございます。(仮称)「宇治田原町二十歳のつどい」というふうなことを考えておるところでございます。

まだ先の話ではございますが、既にお問い合せも入っており、晴れ着などのレンタル等、様々な都合から、またこの4月からホームページ上で周知をしてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長(山内実貴子) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。宇佐美委員。

○委員(宇佐美まり) 先ほどの説明で、周知をするというふうにおっしゃっていただいたので、ちょっと被るかもしれないんですけども、民法改正による成年年齢が18歳に引き下げられても、仮称ですけども、式典「宇治田原町二十歳のつどい」を現行どおり進めるということについては賛成しています。

先ほども対応されるというふうにおっしゃっていましたが、可決次第早目に、対象者及びその家族には的確に知らせる必要があると思っています。少なくとも、2022年の4月1日に19歳とか18歳を迎える町民には、直接文書で配布するなどの措置が必要になってくると思うし、20歳を迎える方にも、単独の学年で実施することとも知らせたほうがよいのではないかと思います。20歳の人と19歳と18歳の人と一緒にするのかなというふうな戸惑いもあるかと思いますので、その辺りの周知というのは的確にやっていたらいいかなと思います。その上で、町全体にも、広報紙とかウェブページ等で、本町としての考え方を発信していかれたらいいかと思っています。以上です。

○委員長(山内実貴子) 野田次長。

○教育次長（野田泰生） ただいまいただきましたご意見につきましては、ご意見のとおり、広く住民の皆さんに知っていただくためには、まず広報紙のほうを活用させていただきまして、4月以降順次機会があれば、広報紙を通じてまずは一般の方に周知したいと考えております。そしてまた、直接18歳、19歳ということもご意見いただきましたので、その方につきましても、限られた人数かとは認識するところでございますので、ご意見いただきましたとおり、直接郵送できるか、直接何か連絡できるか等の方法を検討して周知していきたいと考えているところでございます。以上です。

○委員長（山内実貴子） 宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） これにて質疑を終了いたします。

これにて、社会教育課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでしたら、次に日程第3、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございませんか。奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 失礼いたします。小中学校の修学旅行についてでございます。当初の計画どおりには実施できませんでしたが、小学校は3月9日に、日帰りではございましたけれども、三重県の長島スパランドですか、そちらのほうに行ってきました。中学校につきましては、卒業記念講演といたしまして、3月10日に関西テレビの片平敦さんですか、お天気キャスターを講師にお招きしてお話をいただきましたので、報告をさせていただきます。

それともう一点、中学校の卒業式は終わったんですけれども、卒業式、入学式につき

ましては、既にご案内させていただいておりますが、昨年同様、保護者のみの参加で実施させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 事務局からございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第3、その他についてを終了いたします。

本日は、付託議案7件及び所管事項報告の審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに御礼申し上げます。また、当局におかれましても、詳細な説明、資料作成等ありがとうございました。

今年度も残すところ、2週間余りとなりました。令和3年度の予算が18日から審査されようとしております。各課におかれましては、いま一度事業執行等において、最終確認を行い、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、所管に係ります重要事項・懸案事項の報告につきましては、年度が替わりましても遺漏のないよう、よろしくお願いいたします。

令和3年度4月の閉会中の委員会においては、第1四半期の執行状況の報告を願う予定としております。4月20日、午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

閉 会 午前10時59分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 山 内 実 貴 子